

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 〔略〕 〔削る。〕 二 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の次に二条を加える改正規定、第四十五条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに第七十四条の改正規定並びに附則第五条、第十条及び第十一条の規定 令和四年	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 〔略〕 二 第十条の次に一条を加える改正規定、第十一条第一項第二号の改正規定、第二十一条の次に三条を加える改正規定、第三十七条、第四十二条、第五十五条、第五十六条及び第五十九条第一項第二号の改正規定並びに第七十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定 令和二年十二月一日 三 第二十一条の改正規定 令和四年四月一日

四月一日

（品種登録管理人の品種登録出願手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の種苗法（以下「新法」という。）第十條の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第五條第一項（前條第二号に掲げる規定の施行の日（附則第四條及び第五條において「第二号施行日」という。）前にあつては、この法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五條第一項）の規定による品種登録の出願をする日本国内に住所及び居所（法人にあつては、營業所）を有しない者（以下この條において「在外者」という。）について適用し、施行日前に旧法第五條第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。

（輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に旧法第五條第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八條第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十一條の二第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をすることができる。

（品種登録管理人の品種登録出願手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の種苗法（以下「新法」という。）第十條の二の規定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に新法第五條第一項の規定による品種登録の出願をする日本国内に住所及び居所（法人にあつては、營業所）を有しない者（以下この條において「在外者」という。）について適用し、第二号施行日前にこの法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五條第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。

（輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置）

第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五條第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八條第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十一條の二第一項の規定にかかわらず、第二号施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をすることができる。

2 前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後旧法第十八条第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項を公示するとともに、」と、「これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号」とあるのは「当該公示と併せて同条第二項第一号」とする。

3 第一項の届出が旧法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号」とあるのは「直ちに、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号」と、同条第四項中「公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたもの

2 前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後新法第十八条第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項を公示するとともに、」と、「これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号」とあるのは「当該公示と併せて同条第二項第一号」とする。

3 第一項の届出が新法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号」とあるのは「直ちに、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号」と、同条第四項中「公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたもの

に限る。』とあるのは「公示」とする。

（新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用に関する経過措置）

第四条 施行日から第二号施行日の前日までの間における新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用については、同条第一項第一号イ及びロ中「前条第二項ただし書」とあるのは「前条第四項ただし書」と、同条第七項中「前条第二項本文」とあるのは「前条第四項本文」とする。

（出願料、手数料及び登録料に関する経過措置）

第五条 新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、第二号施行日以後にする新法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料、手数料及び登録料について適用し、第二号施行日前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料及び登録料については、なお従前の例による。

に限る。』とあるのは「公示」とする。

（新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用に関する経過措置）

第四条 第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用については、同条第一項第一号イ及びロ中「前条第二項ただし書」とあるのは「前条第四項ただし書」と、同条第七項中「前条第二項本文」とあるのは「前条第四項本文」とする。

（出願料、手数料及び登録料に関する経過措置）

第五条 新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする新法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料、手数料及び登録料について適用し、施行日前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料及び登録料については、なお従前の例による。